

生活関連施設整備項目調書（公園）

公園の名称	
公園の所在地	

1 出入口			適合状況	摘要
1以上の出入口の構造	イ 幅	120cm以上		
	ロ 車止め柵の間隔	柵等と柵等の間隔90cm以上		
	ハ 段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない		
	ニ 路面	滑りにくい仕上げ		
	ホ 視覚障害者への配慮	出入口が直接車道と接する場合、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は舗装材の変化等による車道等との識別		
2 園路			適合状況	摘要
イ 1に定める出入口に接する1以上の園路の構造	(1)幅員	120cm以上		
	(2)縦断勾配	5%以下		
	(3)水平部分	3%以上の勾配が30m以上連続する場合の30m以内ごと長さ150cm以上の水平部分の設置		
	(4)段の禁止	車いす使用者に支障となる段を設けない		
	(5)路面	滑りにくい仕上げ		
	(6)排水溝	つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造の溝ぶたの設置		
ロ 階段の構造	(1)幅員	120cm以上		
	(2)手すり	手すりの設置		
	(3)回り段の禁止	回り段を設けない		
	(4)踏面	滑りにくい仕上げ		
	(5)踊場	高さ3mを超える階段の高さ3m以内ごと長さ120cm以上の踊場の設置		
	(6)階段の水平部分	階段の上下端に接する園路に、長さ120cm以上の水平部分の設置		
	(7)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する園路の部分 踊場部分		
ハ 傾斜路及び踊場の構造（口の階段に併設するものに限る）	(1)幅員	90cm以上		
	(2)縦断勾配	5%（高さ16cm以下の場合は12%、高さ75cm以下の場合は8%）以下		
	(3)踊場	高さ75cmを超える場合、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
	(4)手すり	手すりの設置		
	(5)転落防止	両側には転落を防止する措置		
	(6)路面	滑りにくい仕上げ		
	(7)視覚障害者誘導用ブロックの敷設	階段の上下端に近接する園路の部分 踊場部分		

3 便所			適合状況	摘要
イ 便所を設ける場合の1以上の便所の構造	(1)車いす使用者が利用できる便所の設置	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保され、腰掛便座、手すり等が適切に配置された便所の設置 用途面積2,000㎡未満の場合で、空間を確保するのが困難な場合は、車いす使用者が利用可能な便所の設置		
	(2)出入口の幅	内のり80cm以上		
	(3)戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造		
	(4)段の禁止	床に段を設けない。		
	(5)床面	滑りにくい仕上げ		
	(6)標示	便所及び便所の出入口付近に車いす使用者以外も利用できる旨を表示		
ロ イ以外のトイレ	腰掛便座及び手すりを設けた便所を1以上(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置			
ハ 男子用小便器のある便所	床置きで両側に手すりが配置されている小便器のある便所を1以上設置			
ニ 便所の出入口は、2に定める構造の園路と接すること				
4 案内板等			適合状況	摘要
イ 案内板等の構造	(1)表示方法	高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいもの(大きく分かりやすい文字、記号、図など)		
	(2)視覚障害者への配慮	点字等を用いて視覚障害者が見やすいもの		
5 駐車場			適合状況	摘要
イ 駐車場(自動車の駐車のために供する部分の面積500㎡以上)を設ける場合、次の構造の車いす使用者駐車場を1以上設置	(1)構造	幅350cm以上		
	(2)標示	車いす使用者用である旨を見やすく表示		
	(3)誘導表示	車いす使用者用駐車施設の位置及び経路の表示		
ロ 経路	2に定める園路との間の経路には、移動円滑化経路を1以上設置			

整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考 1 「適合状況」の欄には、次により記載してください。

- ・整備基準に適合している場合 ……………
- ・整備基準に適合していないが、それに代わる措置を講ずる場合……………
- ・整備基準に適合していない場合 …………… x
- ・整備基準が該当しない場合 …………… /

2 印の欄には、記載しないでください。

3 「適合状況」の欄に、又はxを記載した場合は「整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。また、整備が困難な理由がわかる図面等の資料を添付してください。